B38 ▼ : × ✓ f _x																			~
A	В	С	D	Ε	F	G	Н	I J	K	L	M	N	0	Р (Q	R	S	Т	U
1 認定対象会社について				適用可能	適用不可			業種の判定											
3 1中小企業者の制度								第13回改定(平成26年4月1	1日施行)			/\ ex		第13回改定(平成		3施行)			
3 1.中小企業者の判定 4	業種	資本金	常時使用従業負数		$\overline{}$			中小企業基本法上の類型製造業その他	下記以外の全で		本標準産業分類上の	分類		中小企業基本法 製造業子		下記以外の全て		準産業分類上の	分類
5 認定対象会社:〇〇〇株式会社		具个亚	市門以加展未典以					SALAMAN C-7 NO	1 10007102	-			-	- Boulet C	WIE .	I SUM/IV/± C			
6	※自動車または航空用タイヤ及びチューブ製造業		900人以下																
/	(工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下]							売業、小売業)(名種商品卸売)				_			E業、小売業)のうち 各種商品卸売業)	5	
8 資本金(単位:円)	製造業、建設業、運輸業、その他	_	300人以下 (いずれか該当	┪該当せず│				中分類51	(繊維・衣服等制	D売業)			_		中分類51(繊維·衣服等卸売加	頁)	
100,000,000	ソフトワェア・情報処理サービ人業	1億円以下	100人以下	V V . W 12.				卸売業		(飲食料品卸売) (建築材料、鉱料	業) 勿・金属材料等卸売業))		1 卸売算	ā l		飲食料品卸売業) 建築材料、鉱物・金	:属材料等卸売業)
11 業種	卸売業 旅館業		200人以下							(機械器具卸売)				-			機械器具卸売業) その他の卸売業)		
12 業	サービス業	── _{5千万円以下}	100人以下						4779R33	(モジリロジュロッカンは	U.		-	-		中 万州 35 (ていたのというな味り		
13	小売業		50人以下							売業、小売業)(_			E業、小売業) のうち	5	
14	上場会社等: 下記の株式・持分に係る会社									(各種商品小売)	業) の回り品小売業)			_			各種商品小売業) 織物・衣服・身の回	り品小売業)	
15 上場会社等に該当 16	国内・国外の金融商品取引上に上場または上場申請されている			該当せず	該当				中分類58	(飲食料品小売	業)			_		中分類58(飲食料品小売業)	MILT-769K/	
1/	国内・国外の店頭売買有価証券登録原簿に登録または登録申記 	済されている			+			小売		(機械器具小売)				- 小売業			機械器具小売業) その他の小売業)		
18 風俗営業会社に該当	風俗営業会社 風営法第2条第5項性風俗関連特殊営業(テレクラ等)				<u> 1</u> ≄π				中分類61	(無店舗小売業))			-		中分類61(約 大分類M(海泊	無店舗小売業) 業、飲食サービス業) กระ	
19	※バー・パチンコ・ゲームセンターは対象外								P.					-		中分類76(飲食店)		
20									477	(持ち)。 智	飲食サービス業)					中分類77()	持ち帰り・配達飲食	サービス薬)	
21									分類G (情報	報通信業)				_		大分類G(情報			
22 23						_					1			_		中分類38(中分類39(
23 24						_	_			1 (映像情報8			-	-		小分類411	1 (映像情報制作 2 (音声情報制作)		
25 26										2 (音声体報: 5 (広日	() (i)			-		小分類415	5 (広告制作業)		
26									141		・文字情報制作に附帯 貸業)のうち	するサービス業)		-			6 (映像・音声・文: 加産業、物品賃貸業		するサービス第
27									小为,,,,	(紅車場業)				_			3 (駐車場業)		
28 29						_		サービス業	中分類70 大分類L(学	(物品質質業) 術研究、専門・技	技術サービス業)			サービス		大分類 L (学術	前研究、専門·技術t		
30									大分類M(宿) 中分類75	泊業、飲食サービ	(ス業) のうち			-		大分類M(宿泊 中分類75(3業、飲食サービス業 宿泊業)	り のうち	
31					-				大分類N (生)	活関連サービス業				-		大分類N(生活	5関連サービス業、娯		
32										質791(旅行 育、学習支援業)			-	-		※たたし、小分類 大分類O(教育	₹791 (旅行業) ₹、学習支援業)	は順く	
32 33 34									大分類 P (医	療、福祉)	-			_		大分類 P (医療 大分類 Q (複合			
34										合サービス事業) -ビス業 く他に分:	類されないもの>)			_			ビス業<他に分類さ	れないもの>)	
35 36									-										
37																			
38								4. 上場会社	生等										
39		_								日の前せ	旦レナシス言刃。	定にも	\7/+ F	Lt무슨가 약	三 1 小金色	田を			
40								事業承継税									T	. ^	
41								•金融商品取引											
43								外国に所在す	る金融	商品取	引所又は	店頭売	買有価	証券登録原	[簿に数	頁似する	ものに上	場又は	
44								登録されている											
45														· 0~/// □ U ⊏	10000	_0 (0'6	ふり (が じ	ניאטעיי ני וי	
46								第6条第1項第	5/亏及	ひ第/3	₹弗2垻東	5/号)	0						
4/																			
48																			▼
◆ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小企業者(特定特別関係会社)要件 従業員数要件 総1	収入·黄金株要件	資産保有型·運用型要	件 特定資	産·現物出資	等資産	特定収入	計算上の留意点(参考)	利子税	スケジュール	(±)	: 4					•

B44 • : × ✓	f _x													
∡ A	В	C D	Е	F	G H I	1	K L	M N O	P Q	RS	T U	V	w x	(Y
1 【特例認定承継会社確認シート】			通用可能	通用 不可				M N O						
- 3 資産保有型会社の判定					11.事	業実態がある	るとされるた	めの要件						
4 A:特定資産の帳簿価額 5 90,000,000	直前事業年度開始日以降のいずれかの日							て当該中小企業者が	「資産保有型会社	11又は「資産運用	1			
6 B:総資産の帳簿価額					1			展有型子会社」又は「						
7 197,200,000 197,200,000 C:後継者グループに対する	(A+C)/(B+C)	45.54 %	70%未満	70%以上				れにも該当するときは、						
9 配当・過大役員給与								資産運用型子会社」			1			
0						川第6条第2項					_			
12						27,5 07,0,12 = 70,	•							
13 資産運用型会社の判定	直前事業年度以降の各事業年度				① 常時使	用する従業員	の数が5人以	以上であること						
15 10,500,100								生計を一にする親族	は含めることができ	ません。				
16 B:総収入金額 17 210,500,100		4.99 K	75%未満	75%以上	② 事務所									
18	A / B	7,3371	7576末6			③ 贈与の日(相続の開始の日)まで引き続き3年以上にわたり次に掲げるいずれかの業								
20						していること。								
22							販売、資産の)貸付け又は役務の提	≧供で、継続して対	価を得て行われる	iŧ			
23 (1 + H)	,u.,							役務の開発を含む。)						
 24 保有型・運用型非該当の判定(事業実態要) 25 事務所所在地 	件) ・①常時使用従業員が勤務する事業所等の施設を所有・賃借している				※ただ	」、資産の貸付	けの相手	『「後継者」や、「その「	同族関係者」の場合	合には、当該資産				
0.7	②常時使用従業員数が5人以上 ※後継者及び後継者の生計同一親族を除く				の貸	付けは商品販	売等の事	動に該当しません。						
27 本社 28 住所	②贈与・相続時に払いて、3年以上継続して自己の名義・計算に払いて下記のいずま	かっぱるただっているもの			(1)商品販	売等を行うため	に必要とな	資産 (上記のの事務	務所等を除く) の所	有又は賃貸				
29 東京都○○区 30 所有形態	・商品の販売、資産の貸付、役務提供で継続して対価を得て行われるもの ※後継者グループに対する貸付を除く		て該当	,	(b) 7(1)	及 / / / (東)	類する							
31 自社所有	・商品販売等を行うために必要となる資産の所有または賃貸				まり、受式	発 手未満の	第 会社	拾に ては、当該	件を充足すること	とはできないため、こ				
33	・上記業務に類するもの ※設立後3年未満の新設会社は該当せず(通用不可)				- 注意 さい	0					_			
34	TO DESCRIPTION OF THE PROPERTY													
36					── なず 組織	雄 があったち	場 こおけ	美務組 期間の算定	旧会社におけ	る業務期間は通	算 ———			
37 38					されま ん。									
39					(組織変更	同云红	→株式会社。	ょど)、種類変更(合	名会社→合資会	社など) の場合に				
40 41					は、法人格	の一性は維	持されるため、	、この取扱いは適用さ	れません。					
42														
44 45						組織再編		申請者	旧台	会社				
46 47 48						吸収合併		吸収合併存続会社	吸収合併	并消滅会社				
49 50						新設合併		新設合併設立会社	新設合併	并消滅会社				
52 53						株式交換	材	朱式交換完全親会社	株式交換	完全子会社				
54 55 56						株式移転	₹	朱式移転完全親会社	株式移転	完全子会社				
	中小企業者(特定特別関係会社)要件 従業員数要件	総収入·黄金株要件 資産化	保有型・運用型	型要件 特	井定資産・現物出資等資産	E 特定収入	計算上の留意	意点(参考) 利子科	見 スケジュール	(+)				
132563311	TO TEST TO THE PERSON SETTING	TOTAL STATE OF THE			O'LECTE OF THE PERSON OF THE P	10x2-ixx	017120741	17370	7072 70	· ·				